

方針	1	市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供
分野	3	市民サービスの改革と充実
プログラム名	14	子ども・子育て支援の総合的な推進
所管課	子ども支援課、保育幼稚園課、青少年育成課、教育政策課	

<概要>

家族、地域、雇用など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、本市において少子化が進行しており、また保育所の待機児童数増加など、子育て支援策も質・量ともに不足している。少子化の進行に歯止めをかけ、子育てに関する不安感や負担感を軽減するため、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていく。

- 平成26年度に「子ども・子育て支援事業計画」を策定する。計画の推進にあたっては、その取組みを実施項目に設定していく。
- 子育てに関するニーズに対応した施策の充実を図る。
 - ・保育を必要とする子どもが保育を利用できるよう情報提供等の支援を行う。
 - ・延長保育、病児・病後児保育の充実を図る。
 - ・家庭的保育、児童育成クラブ、ファミリーサポートセンターなど地域での子育て支援を行う。
 - ・就学前の障がい児保育等に対する支援を強化する。
 - ・児童育成クラブは巡回指導を強化するとともに、各クラブの統括的役割を担う専任指導員を拡充する。
- また、子ども子育て関連3法の成立に伴い、児童育成クラブの設備及び運営に関する基準を見直し、その根拠となる条例を制定する。さらには、将来に向けて外部委託も含めた運営体制を検討する。
- ・就学前の子どもに関する保育サービス等の情報提供及び相談を行う(仮称)保育子育て相談員を配置する。

(実施項目とスケジュール)

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
子ども・子育て支援事業計画の実施	決定	順次実施			
認定こども園など施設型給付の充実	順次実施				
延長保育、病児・病後児保育の充実	順次実施				
家庭的保育等の充実	順次実施				
児童育成クラブの運営基準及び体制の見直し	決定	順次実施			
保育子育て相談の充実	継続実施				

(成果)

効果	○現在、増加傾向にある保育所の待機児童の解消につながる。 ○子育ての孤立化と負担感の軽減につながる。 ○子どもを安心して産み育てられると市民が実感できるようになる。		
指標	子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合	基準値(H24年度) 56.8%	目標値(H30年度) 65%

<論点>

- ・施設型給付等の充実が図られているか。
- ・延長保育の充実が図られているか。
- ・家庭的保育等の充実が図られているか。
- ・これらの取組が待機児童対策につながっているか。

<取組状況の説明>(保育幼稚園課)

取組概要と進捗状況	<p>平成27年4月から子ども・子育て支援新制度施行がスタートし、保育サービスの拡大、利用方法等が変更となった。</p> <p>①認定こども園など施設型給付等の充実 従来個別に行われていた認定こども園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化され、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を行った。</p> <p>②延長保育、病児・病後児保育の充実 認可保育施設に入所し、通常保育時間を超える時間に保育を必要とする児童を対象として延長保育を実施。新制度施行に伴い、保育の必要量に応じて、保育短時間認定(保育時間8時間)と保育標準時間認定(保育時間11時間)の2区分が創設され、この支給認定に応じ延長保育を行った。</p> <p>③家庭的保育等の充実 平成25年度から家庭的保育事業、平成26年度からは小規模保育事業を委託事業として実施してきたが、平成27年度からは、3歳未満児を対象とし19人以下の定員である家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業が児童福祉法に基づく認可事業として創設された。</p> <p>※施設型給付:保育所、認定こども園への財政支援 地域型保育給付:小規模保育、家庭的保育、事業所内保育事業所への財政支援</p>
取組内容の詳細	<p>本市としては、幼保連携型認定こども園の認可条例等の制定、保育事業者への説明、パンフレット等による市民への広報周知を行い、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に努めた。</p> <p>①認定こども園など施設型給付等の充実 国が定めた公定価格(1人あたりの保育単価)に基づき、入所児童数に応じて毎月施設、事業者に給付費の支払いを実施。新制度では消費税増税分を財源とし、職員の賃金改善を行うための「処遇改善加算」や、3歳児の配置基準を15:1(認可基準20:1)により実施する場合の「3歳児配置改善加算」など、保育の質改善を図るための加算が創設されるなど、給付費の充実が図られている。</p> <p>②延長保育、病児・病後児保育の充実 平成26年度は、156園が延長保育を実施していたが、平成27年度は、認定こども園や地域型保育事業の普及により179園へと実施園が拡大した。</p> <p>③家庭的保育等の充実 平成26年度は、家庭的保育事業6ヶ所、小規模保育事業1ヶ所で開催してきたが、平成27年10月1日現在では、家庭的4、小規模12、事業所内3ヶ所を地域型保育事業として認可。更に、同年10月末には、3歳未満児の供給不足圏域に617人分37事業者(小規模32、事業所内5ヶ所)を新たに採択した。</p>
取組を進めるにあたっての問題や課題	<p>待機児童解消に向けた保育の量と質の向上、並びに多様なニーズに対応した保育サービスの提供が課題となっている。</p> <p>①認定こども園など施設型給付費等の充実 「3歳児配置改善加算」などの質改善加算を適用するには、保育士を加配する必要があるが、保育の受け皿の拡大により、全国的に人材が不足しており、保育の量と質の確保の観点から、保育の担い手確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>②延長保育、病児・病後児保育の充実 今後、利用者のニーズに合わせて延長保育の実施園を拡大していくことが課題となっている。</p> <p>③家庭的保育等の充実 多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる質が確保された保育を提供するとともに、3歳になった卒園児の転園先(連携施設等)の確実な確保が課題となっている。</p>
今後の取組	<p>一日も早い待機児童ゼロの実現に向け、①保育の受け皿確保、②保育の担い手確保、③保育入所事務の改善の3つを柱とした待機児童対策に取り組むとともに、保育サービスの更なる充実に取り組んでいく。</p> <p>①認定こども園など施設型給付等の充実 質改善加算の適用施設及び事業者の拡大に向け、加算に関する更なる周知を行うとともに、保育の担い手確保策を強化していく。</p> <p>②延長保育、病児・病後児保育の充実 保護者のニーズを踏まえた延長保育の実施を促していく。</p> <p>③家庭的保育等の充実 事業者への計画的な研修や定期的な指導監査を通じて保育の質の向上を行うとともに、卒園児については、子どもの保育環境と保護者の就業の継続の観点から連携施設等へ転園先を優先的に確保する。</p>